

## 函館市特別職報酬等審議会における公募委員選考委員会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、函館市特別職報酬等審議会委員公募実施要領に基づく公募による委員の選考を行うため、同要領第8項に規定する選考委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 選考委員会は、次に各号に掲げる事項を所掌し、公募委員の選考を行うものとする。

- (1) 応募書類の評価に関すること。
- (2) その他公募委員選考に必要なと認められること。

### (組織)

第3条 選考委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部長
- (3) 財務部長

### (委員長)

第4条 選考委員会の委員長は、前条第1号に掲げる者をもってあてる。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 選考委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、総務部人事課が処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月21日から施行する。